

# 認可外保育施設を設置した場合は、 県への届出が必要です

認可外保育施設とは、乳幼児の保育を行う施設の中で、県知事の認可を受けた「認可保育所」以外のものを総称して「認可外保育施設」と呼んでいます。認可外保育施設の管理者は、鹿児島県への届出が必要であり、県知事が行う指導監督を受けなければなりません。必ず、届出を行ってください。

【問い合わせ】 市子育て支援課 ☎ 0994-31-1134

## ●認可外保育施設を設置した場合は●

### ○届出が必要です

認可外保育施設を設置した場合は、児童福祉法の規定により、事業開始の日から1か月以内に、県知事への届出が義務づけられています。

また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合も届出が必要となります。

なお、届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は過料が課せられる場合があります。

### 届出が必要な場合の主な基準

- ① 1日に保育する乳幼児が6人以上の施設
- ② 従業員以外の乳幼児が6人以上の事業所内保育施設
- ③ 6か月以上設置される臨時保育施設

※届出が不要な施設であっても、県による指導監督の対象となります。



### ○サービス内容の掲示等を行わなければなりません

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の掲示、契約内容等の説明及び契約内容等を記載した書面の交付を行わなければなりません。

### ○設備・運営等に係る基準に適合していなければなりません

認可外保育施設を設置した場合は、児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等が「認可外保育施設指導監督基準」に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していなければなりません。

### ○県知事が行う指導監督を受けなければなりません

県知事は、保育を目的とする施設の運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。認可外保育施設を設置した場合は、この指導監督を受けなければなりません。

## ●鹿屋市私設保育園連絡協議会の研修会に参加しましょう●

「鹿屋市私設保育園連絡協議会」とは、市内の認可外保育施設のみで構成している連絡協議会です。市では、この連絡協議会が実施する職員研修会に補助金を交付して、職員の資質向上に協力しています。まだ未加入の施設は、ぜひ、加入して研修会にご参加ください。

【連絡先】 鹿屋市私設保育園連絡協議会（くりのみ学園内）☎ 0994-40-0963

## ●認可外保育施設に勤めている職員の健康診断費用の一部を助成しています●

市では、認可外保育施設に勤めている職員が実施する健康診断に係る費用の一部を助成しています。

